ミナピタサイカ ピタパ JCB カード会員特約

第1条(総則)

本特約は、株式会社池田泉州銀行(以下「池田泉州銀行」という。)と南海電気鉄道株式会社(以下「南海電鉄」という。) 株式会社スルッと KANSAI(以下「スルッと」という。) 株式会社池田泉州 JCB(以下「池田泉州 JCB」という。) および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)の五社(以下「五社」という。)が提携して発行する「ミナピタサイカ ピタパ JCB カード」(以下「本カード」という。)の五社提携によって生じる事項について定めるものです。

第2条(会員と本カードの発行)

第1項

(1)本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとし、発行を認めた方を会員(以下「一体型会員」という。)とします。

池田泉州銀行が定める「池田泉州キャッシュカード規定」・「<ミナピタサイカ ピタパ JCB カード>IC キャッシュカード特約」・「< 池田泉州> デビットカード取引規定」・「ペイジー(payeasy) 口座振替受付サービス利用規定」・「<ミナピタサイカ ピタパ JCB カード>IC キャッシュカード不正使用被害補償サービス規定」(以下併せて「キャッシュカード規定等」という。)、南海電鉄が定める「minapita カード会員規約」・「minapita ポイントサービス規定」(以下併せて「minapita 規約等」という。)、スルッとが定める「PiTaPa 会員規約」、池田泉州 JCB および JCB が定める「会員規約」(以下「JCB 会員規約」という。)・「ミナピタサイカ ピタパ JCB カードエンボスレスカード会員特約」、池田泉州銀行および池田泉州 JCB および JCB が定める「ミナピタサイカ ピタパ JCB カード銀行提携特約」・「ミナピタサイカ ピタパ JCB カードキャッシュー体型カード会員特約」(以下併せて「銀行提携特約等」という。)(以下「キャッシュカード規定等」・「minapita 規約等」・「PiTaPa 会員規約」・「JCB 会員規約」・「ミナピタサイカ ピタパ JCB カードエンボスレスカード会員特約」・「銀行提携特約等」を総称して「会員規約等」という。)ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申し込みをし、五社が承認した場合。

すでにキャッシュカード規定等を承認のうえ池田泉州銀行発行にかかるキャッシュカード の貸与を受けている者が、会員規約等ならびに本特約を承認のうえ、本会員となる旨の申し 込みをするとともに本カードの発行の申し込みをし、これに対し五社が承認した場合。

(2)本カードの発行が認められない場合、本カードのキャッシュカード規定等に定められた機能(以下「キャッシュカード機能」という。)と同等の機能を持つICキャッシュカードを発行するものとします。なお、すでにキャッシュカードをお持ちの場合、新たにキャッシュカードを発行せず、お持ちのキャッシュカードを引き続きご利用いただくものとします。ただし、本カード申し込み時にキャッシュカードの廃止手続きをされた場合を除きます。

第2項

前項各号の申し込みに際しては、本カードのキャッシュカード機能が対応する池田泉州銀行の普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の決済口座として指定するものとします。第3条(本カードの取り扱いおよび貸与)

本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、一体型会員には五社がカードを貸与するものとし、所有権は五社に帰属するため、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等

に利用するなど本カードの占有を第三者に移転することはできません。なお、本カード上には、会員 氏名・minapita 番号・JCB カード番号・カードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。

第4条(五社の機能・サービスの利用)

第1項

一体型会員は、本カードの機能およびサービスを会員規約等および本特約に従って利用することができます。本カードの機能およびサービスは、次の各号に定めるものとし、当該機能の詳細およびこれに付随する機能およびサービスについては当該機能およびサービスを提供するものが書面その他の方法により通知または公表します。

- (1)池田泉州銀行が提供するサービス機能および付帯サービス。
- (2) 南海電鉄が提供する minapita ポイントサービス等の付帯サービス。
- (3)スルッとが提供する PiTaPa 機能および付帯サービス。
- (4)池田泉州 JCB・JCB が提供するクレジット機能および金融サービス機能、ならびに付帯サービス。 ただし、本カードに Oki Doki ポイントプログラムの提供はありません。

第2項

一体型会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、五社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。

第3項

五社は、五社が必要と認めた場合には、事前に通知または公表したうえでサービスおよびその内容を 変更することがあります。

第5条(有効期限)

第1項

本カードの有効期限については、会員規約等の定めにかかわらず本特約に従って五社が定めるものとし、カード上に表示した月の末日までとします。

第2項

五社は、本カードの有効期限までに、退会の申し出のない一体型会員で、かつ、五社が審査のうえ引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。

第3項

前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用した時点で失効するものとします。

第6条(年会費等)

一体型会員は、池田泉州銀行、南海電鉄、スルッと、池田泉州 JCB に対して会員規約等に基づき池田泉州銀行、南海電鉄、スルッと、池田泉州 JCB が通知または公表する年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第7条(PiTaPa利用代金の支払い等)

第1項

一体型会員は、三井住友カード株式会社(以下「三井住友」という。)が PiTaPa 会員規約第 32 条に基づき一体型会員に対して取得する立替金債権について、三井住友と別途立替払契約を締結している JCB が、三井住友に対し立替払いすることをあらかじめ委託するものとします。

第2項

一体型会員は、前項により JCB が一体型会員から取得した立替金債権について JCB と別途締結した クレジットカード業務の運営に関する契約を締結している池田泉州 JCB が、JCB に対し立替払いすることをあらかじめ委託するものとします。

第3項

一体型会員は、前二項により池田泉州 JCB に対して、本カードの PiTaPa 会員規約に基づく利用代金 について一切の支払い債務を負担するものとします。

第4項

一体型会員は、商品の所有権が、本条第2項により池田泉州 JCB に移転し、債務の完済まで池田泉州 JCB に留保されることを承諾するものとします。

第8条(一括請求等)

池田泉州 JCB は、PiTaPa 会員規約に基づき発生する債権および第4条第1項(4)の利用により生じた債権とともに一体型会員に一括して請求するものとし、一体型会員は、第2条第2項の口座から JCB 会員規約に定めた約定支払日に支払うものとします。

第9条(バリュー残高の返金と未払い債務への補てん)

第1項

PiTaPa 会員規約の定めにかかわらず、本カードを再製・再発行した場合または本カードの有効期限更新をした場合、池田泉州 JCB は、スルッとに代わり本カードのバリュー残額を第2条第2項にて定めた指定口座へ返金するものとします。ただし、当該返金に際して池田泉州 JCB より請求すべき金額がある場合にはその金額と相殺し、請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、本カードの返還がなされない場合、池田泉州 JCB は返金に応じることはできません。

第2項

一体型会員が第 18 条に基づき会員資格を喪失した場合、池田泉州 JCB は、一体型会員の本カードのバリュー残額を立替払い金相当額および未決済ご利用額などに充当することができるものとします。なお、バリュー残額がかかる相当額および未決済ご利用額などの合計金額を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第3項

一体型会員が退会した場合など、スルッとが適当または必要と認めた場合は、スルッとに代わり池田 泉州 JCB が一体型会員に対してスルッとが通知または公表するバリュー払戻し手数料を別途請求す るものとします。なお、バリュー払戻し手数料は本カードのバリュー残額と相殺できるものとし、バ リュー残額がバリュー払戻し手数料を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第10条(決済口座の変更)

本カードの申し込みの際に届け出た決済口座は、池田泉州銀行の都合を除き原則として変更できないものとします。

第11条(情報の提供、共有に関する同意)

第1項

一体型会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「一体型会員等」という。)は、五社の間において、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を共有することに同意します。

- (1)本カードの申込書に記載された情報、および会員規約等に基づき届け出られた一体型会員等の 情報。
- (2)本カード申し込みに対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。
- (3) 本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
- (4)会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。
- (5) 一体型会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。

第2項

一体型会員等は JCB が本特約にかかる取引上の判断にあたり、個人信用情報機関等の登録・利用に関し、PiTaPa 会員規約第41条および第42条を適用せず本条および JCB 会員規約第13条~17条が適用されることに同意するものとします。また会員契約が不成立の場合でも、一体型会員等が入会申し込みをした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、JCB 会員規約の定めに基づき、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第3項

- 一体型会員は、下記の内容を目的とし、また当該目的の範囲内において五社内の必要とする会社間で 一体型会員のカードの利用内容を共有することにあらかじめ同意するものとします。
- (1)池田泉州銀行、スルッとおよび池田泉州 JCB が各々の与信業務および債権管理業務等を行うため。
- (2) 五社が自己の提供するサービスに関する業務を行うため。

第4項

五社は、前三項に基づき共有する情報を必要な保護措置を行ったうえで厳正に管理し、会員規約等の 定めに則り取り扱うものとします。

第12条(届出事項の変更)

第1項

一体型会員が五社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく池田泉州銀行に届け出るものとします。なお、キャッシュカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、池田泉州銀行所定の方法により遅滞なく池田泉州銀行に、また、クレジット機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、池田泉州 JCB ならびに JCB が通知または公表する方法により遅滞なく池田泉州 JCB または JCB に、さらに、PiTaPa 機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、スルッとが通知または公表する方法により遅滞なく池田泉州銀行または池田泉州 JCB に届け出るものとします。また、暗証番号を変更する場合は、第15条所定の再発行手続きが必要となる場合があります。

第2項

前項のうち氏名の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを池田泉州銀行または池田泉州 JCB に返還するものとします。なお、この場合には、第 15 条に基づき再発行手続きがとられるものとします。

第13条(紛失・盗難の届出)

一体型会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、当該紛失または盗難の事実を池田泉州銀行、スルッと、池田泉州 JCB または JCB のそれぞれに届け出るものとします。

第14条(本カードの紛失・盗難による責任の区分)

第1項

本カードの紛失・盗難または本特約に違反して、他人に本カードを利用された場合、本カードの利用代金は、会員規約等に基づいて、本カードの貸与を受けた一体型会員の負担とします。

第2項

前項の規定にかかわらず、一体型会員が紛失・盗難の事実を速やかに池田泉州銀行、スルッと、池田泉州 JCB または JCB のそれぞれに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ池田泉州銀行、スルッと、池田泉州 JCB または JCB の請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、下記のとおり取り扱うものとします。

- (1)キャッシュカード機能に関する損害については池田泉州銀行が定める「池田泉州キャッシュカード規定」、または「<ミナピタサイカピタパ JCB カード>IC キャッシュカード不正使用被害補償サービス規定」に基づき、池田泉州銀行が補てん、補償します。
- (2) クレジットカード機能および金融サービス機能に関する損害については JCB 会員規約第 40 条 第 2 項に基づき、池田泉州 JCB が支払債務を免除します。
- (3) PiTaPa 機能に関する損害についても本特約第7条および、JCB 会員規約第40条第2項に基づき池田泉州 JCB が支払債務を免除します。

第15条(カードの再発行)

本カードの紛失・盗難、破損、汚損や氏名変更、キャッシュカード機能・クレジットカード機能または PiTaPa 機能に関する暗証番号等の変更を理由に、一体型会員が五社に対し本カードの再発行を希望した場合は、これに対し五社が審査のうえ、原則として本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該一体型会員は、池田泉州銀行・スルッとおよび池田泉州 JCB が通知または公表する再発行手数料を支払うものとします。また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを五社のうちいずれか一社に対して返還する必要があるものとします。

第16条(本カードの機能停止等)

一体型会員は、五社との契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、 事前の通知・催告等することなく本カードの一部の機能またはサービスが停止され、本カードが回収 されることがあること、また回収により本カードの機能またはサービスが利用できなくなることがあ ります。これに伴なう不利益・損害等については、五社はいずれも責任を負わないものとします。

- (1)本カードの再発行のため、一体型会員が、五社のうちいずれか一社に本カードを返還した場合。
- (2)カードに関する諸変更手続きのため、一体型会員が、五社のうちいずれか一社に本カードを送付しまたは預けた場合。
- (3) CD または ATM での利用時に、暗証番号相違、CD・ATM の故障等の理由により本カードが回収された場合。ただし、五社の故意または過失による場合はこの限りではありません。
- (4) PiTaPa 機能の不具合により、スルッと所定の窓口にて PiTaPa 機能のみを有するカードの再発 行を会員が申し出ることにより、本カードが回収された場合。
- (5) 一体型会員から五社のうちいずれか一社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難 に遭った旨の届け出があった場合。
- (6)一体型会員が、会員規約等および本特約に違反しまたは違反するおそれがある場合。

第17条(退会)

第1項

一体型会員は本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により、池田

泉州銀行に届け出るものとします。

第2項

一体型会員は、前項により、五社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、会員規約等に基づき五 社すべてから退会となるものとします。

第18条(会員資格の喪失)

第1項

五社は、会員規約等に基づき、各々の判断により、会員資格を喪失させることができます。一体型会員は、五社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、一体型会員は本カードを直ちに五社のいずれかに返還するものとします。

第2項

前項により一体型会員が本特約による会員資格を喪失した場合、一体型会員は同時に五社すべての会員資格を喪失するものとします。

第19条(単機能カードの発行)

一体型会員は、本特約第5条第2項で更新カードが発行されなかった場合、または本特約第17条に該当する場合、または本特約第18条に該当する場合のいずれかの事由が生じた場合には、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード(以下「単機能キャッシュカード」という。)の発行を池田泉州銀行が認めた場合には、池田泉州銀行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。

第20条(特約の変更・承認)

民法の定めに基づき、一体型会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。 この場合、五社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、一体型会員に対して当該改定につき 通知または公表します。

第21条(会員規約・規定・特約の適用)

五社が各々提供するサービス等については、会員規約等が適用されます。会員規約等と、本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めの無い事項については、本特約第2条第1項に定める会員規約等が適用されるものとします。

(2020年4月改定)

ミナピタサイカ ピタパ JCB カード銀行提携特約

第1条(名称)

本特約カードは「ミナピタサイカ ピタパ JCB カード」(以下「本カード」という。)において、別途定める『ミナピタサイカ ピタパ JCB カード会員特約』に加えて、株式会社池田泉州銀行(以下「池田泉州銀行」という。)と株式会社池田泉州 JCB(以下「池田泉州 JCB」という。)および株式会社ジェーシービー(以下併せて「JCB」という。)間での提供サービスと利用方法等について定めるものです。

第2条(提供サービスと利用)

第1項

池田泉州銀行(本条においては池田泉州銀行が提携するサービス提供会社を含む。)が提供するサービスおよびその内容については、池田泉州銀行が書面その他の方法により通知または公表します。

第2項

「ミナピタサイカ ピタパ JCB カード会員特約」第 2 条にて発行を認めた会員(以下「一体型会員」という。)は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、サービスを利用できない場合があります。

第3項

一体型会員は、池田泉州銀行が必要と認めた場合には、池田泉州銀行はサービスおよびその内容を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第4項

一体型会員は、池田泉州銀行が提供するサービスを受ける場合、池田泉州銀行所定の方法により利用 するものとします。

第3条(個人情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)

第1項

一体型会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、池田泉州銀行が会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1)池田泉州銀行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)を収集、利用すること。

氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および「ミナピタサイカ ピタパ JCB カード会員特約」第 12 条において会員が届け出た事項

入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 本カードの利用内容(第4条において共有する情報)

- (2)宣伝物の送付等池田泉州銀行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、池田泉州銀行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。)
- (3)池田泉州銀行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該 業務委託先に預託すること。

第2項

会員等は、池田泉州銀行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。 (開示の請求は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。)万一登録内容が不正確または 誤りであることが判明した場合には、池田泉州銀行はすみやかに訂正または削除に応じるものとしま す。

第3項

会員等は、株式会社池田泉州ホールディングス・グループ会社が、第 1 項(1)の個人情報を、株式会社池田泉州ホールディングス・グループ会社各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。(共同利用者は、池田泉州 JCB ならびに株式会社池田泉州ホールディングスの有価証券報告書に記載されている連結子会社及び持分法適用関連会社とします。共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。)

第4条(利用内容の共有)

第1項

一体型会員は、池田泉州銀行が一体型会員に対して一体型会員の本カードの利用内容に応じた池田泉州銀行商品の優遇サービス等、池田泉州銀行のサービスを提供する必要がある場合において、一体型会員の本カードの利用内容を、JCB と池田泉州銀行において共有することに予め同意するものとします。

第2項

一体型会員は、JCB が一体型会員に対して一体型会員の池田泉州銀行の取引内容に応じた JCB 商品の優遇サービス等、JCB のサービスを提供する必要がある場合において、一体型会員の池田泉州銀行の取引内容を、池田泉州銀行と JCB において共有することに予め同意するものとします。なお、一体型会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB 会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

<池田泉州銀行お問い合わせ窓口>

株式会社 池田泉州銀行

大阪府大阪市北区茶屋町 18番 14号

電話番号 06 (6375) 1005

(2013年10月現在)

ミナピタサイカ ピタパ JCB カードキャッシュー体型カード会員特約

第1条(本特約の目的)

本特約は、「ミナピタサイカ ピタパ JCB カード」(以下「本カード」という。)において、別途定める 『ミナピタサイカ ピタパ JCB カード会員特約』に加えて、株式会社池田泉州銀行(以下「池田泉州銀行」という。)および株式会社池田泉州 JCB(以下「池田泉州 JCB」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)間でのキャッシュカード機能ならびにクレジットカード機能・使用方法等について定めるものです。

第2条(本カード発行に伴う既存カードの取扱い)

「ミナピタサイカ ピタパ JCB カード会員特約」第2条にて発行を認めた会員(以下、「一体型会員」という。)が本カードの発行前に保有していたキャッシュカードの機能は、一体型会員が本カードを利用した時点で失効するものとします。

第3条(本カードの機能)

第1項

一体型会員は、現金自動支払機または現金自動預払機において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。

第2項

前項の規定に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第3項

本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が、 本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において 本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第4条(業務の委託)

第1項

池田泉州銀行および池田泉州 JCB が本カードの発行に関する業務を JCB に委託することを、一体型会員はあらかじめ承諾するものとします。

第2項

JCB は、前項の業務につき JCB が指定する第三者に委託することができ、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を必要な保護措置を行ったうえで業務委託先に預託できるものとします。

(2013年10月現在)

ミナピタサイカ ピタパ JCB カードエンボスレスカード会員特約

第1条(エンボスレスカード)

エンボスレスカードとは、カード上の会員氏名、会員番号、カードの有効期限等の記載がエンボス(カードに施された凹凸による刻印をいいます。)加工以外の手法によって印字されたクレジットカードをいいます。

第2条(インプリンター加盟店)

インプリンター加盟店とは、カード上のエンボス部分を売上伝票に複写する小型の機械(以下「インプリンター」という。)を利用して、売上票に印字を行う加盟店をいいます。

第3条(インプリンター加盟店における利用制限)

会員は、エンボスレスカードをインプリンター加盟店で利用することはできません。

第4条(金融機関等における利用制限)

会員は、金融機関等 (海外を含む) においてインプリンターが利用されている場合、当該金融機関等ではエンボスレスカードでキャッシング 1 回払いを利用することはできません。

第5条(適用関係)

本特約は、株式会社池田泉州 JCB と株式会社ジェーシービーが定める「会員規約」に対する特約であり、会員規約と重複する条項については本特約を優先することとします。

(2013年10月現在)